

第六十三回
參議院大藏委員會

昭和四十五年二月二十四日(火曜日)

午後零時二十六分開会

出席者は左のとおり

理事

卷一百一十一

國務大臣

事務局側	大藏政務次官 大藏大臣官房長 大藏省主税局長	藤田正明君 近藤道生君 細見 駿君
------	------------------------------	-------------------------

本日の会議に付した案件

第五部 大蔵委員会会議録第三号 昭和四十五年二月二十四日 【参議院】

○委員長(栗原祐幸君)　ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○租税及び金融等に関する調査を議題いたしました。租税及び金融等に関する調査を議題いたしました。

当面の財政及び金融問題等について、福田大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。福田大蔵大臣。

○國務大臣(福田赳氏君)　私は、第三次佐藤内閣の発足にあたりまして、また引き続いて大蔵大臣に任命されましたので、いろいろ何かと御指導にあずかることがあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

私の考え方につきましては、もうすでに皆さん御承知のことおりでありますから、重ねて申し上げませんが、ただ、私非常に心配しておりますのは、景気の問題なんですね。ちょっとこう行き過ぎたじゃないか、その点を非常に心配をいたしておるわけでありますて、何とかしてこれを少しがローダウンさせてみたいと、こういふうにまあ考えておる次第でございます。金融財政、まあその両面においてそれを実現したいそういう基本的な考え方をもつていま取り組んでおる次第でございます。

金融につきましては、昨年の九月から金融調整政策をとりまして、これは金融自体としてはかなり浸透しておるようになっております。ただ、これが実体経済面にまだ浸透しない、こういうのが実情かと、こういうふうな見方をいたしておるわけであります。それで、これがどういうふうに実体の経済に浸透していくか、経済団体とも話しておるのであります。でき得ますれば経済団体の自主的な調整によってこれが実現をすると、こいうふうな形になりますると非常にいいのでは

ないか。つまり、設備投資が非常な勢いである。昨年のときは、設備投資が、その前の年に比べまして二五%もふえると、こういうような状態であります。ですから、成長の高さ、速さ、これは非常なものであります。この勢いを続けますと、五年間ぐらいで日本の経済のスケールはまた倍になるといたらしい勢いがありますが、そういう状態下では、いまままでの日本経済でありますれば、国際収支が制約となりましてその成長をはばむということになつたわけであります。幸いに国際収支のほうは良好であります。ところが、労働需給の問題、これがいままでとは非常に違つた様相を呈しております。また、成長に必要な資源、これにも制約要因が出てくるというふうに思われます。また、さらに、これらの生産された品物の輸送の面におきましても制約が出てくる。つまり、なだらかな成長でありますれば、今日のわが国の休眠労働力を開発するということで労働の需給はうまくいくだらうと思います。しかし、あまり急速に経済が成長発展しますと、労働の開発、流動化といふものがこれに追いつかない、こういうような問題が出てくるのではあるまいか、また、出てくるであろう、こういふふうに思われます。それから、すでに資源面におきましても、非鉄金属なんかにもいろいろな隘路が出てきておるのではあります。また、製鉄は、たいへんな旺盛な発展を示しておりますけれども、製鉄用石炭の入手といふようなことにも問題が出てきておるような次第でござります。そういう諸問題が非常にむずかしい。それから、そんな五年間に倍の品物ができるとしても、輸送手段といふものはどうてい整わなさい、こういふうに思われるのです。その他いろいろこの急成長に伴うところの問題が出てくる。特に、一番問題は、物価の問題に

なつてくると思うのです。これは、それらの制約条件と関連を持ち、労働需給のこと一つをとらえてみましても、労働の需給が逼迫いたしますれば、どうしたって賃金は上がる。賃金は上がれば、これはコスト要因として物価の上昇を招く。また、そういうことですから、悪循環といふ過程に入つてござるを得ない。

こういうことを考えますときには、どうしてもいまの國の輸需要というものを抑制することが非常に大事な問題になつてきてゐると思うのです。この総需要の抑制に成功いたしますれば、国際収支が非常に好調でござりますので、成長政策を長きにわたつて続けることが可能になる。そうなりますと、七〇年代ということをよく言いますが、七〇年代の日本の経済のスケールというものは、かなりの規模で、しかも着実になつていく。そして、こういうなどらかな成長下におきましては、物価の問題を解決することも可能な基礎的な要件を整えることができますし、また、私は演説でも申し上げましたように、量的成長の六〇年代から質的成長の七〇年代ということを申し上げましたが、そういうことに配意しながら、福祉国家の建設ということが可能となり、しかも、国際社会における日本の経済力はたいへんなものになつてくるだらうといふに想像されるのであります。おそらく、一人当たりの国民所得といふようなものにつきましても、これは後に五本の指の中に入り得る、あるいは二、三位といたところで進み得るのではないか、こういうふうに考えます。

そういうようなことからも、何としても一番大事なことは、今日、経済を過熱化させないことです。あるといふに考えておるわけでござります。そういうことからいろいろまた皆さんにもよく御教示にあずかりたいと思ひます。

数年来動搖を繰り返してきた国際通貨情勢は、歐州主要通貨の平価調整の一巡、国際通貨基金の特別引出権制度の発動等により、ようやく落ち着きをとりもどしたものの、欧米主要諸国は、資金・物価の上昇あるいは国際収支の不調に悩み、引締め政策を遂行中であります。これら諸国の今後の経済動向、特に、最近停滞の色を深めつつある米国景気の先行きには、注視を怠ることができません。

他方、国内においては、総需要の拡大に行過ぎの懸念が生じたため、昨年秋以降、金融調整措置が講じられてまいりました。現在までのところ、金融面において次第にその影響が現われつつあります。実体経済面においては、物価、日銀券等の指標は、なお高水準を続けており、消費及び投資活動は、依然としてかなり強い拡大基調を示しております。

このよる内外経済情勢に対処して、わが国経済の持続的成長を確保していくためには、当面の財政金融政策を、格段の慎重さと節度とをもって運営していくことが必要であります。

昭和四十五年度予算の編成にあたっては、このよる観点から、経済を過度に刺激することのないよう周到な配慮を加えたのであります。

また、金融面においても、引き続き、金利機能の活用、適正な競争原理の導入、資本市場の整備育成等により、金融の効率化と企業体质の強化を図りつつ、持続的成長を確保するため、財政面の施策と相まって、慎重な政策運営に配慮してまいる所存であります。

さらに、本年予定されている国際通貨基金及び国際復興開発銀行の増資に際しましては、世界経済におけるわが国の責務にかんがみ、これに積極的に応ずることといたしております。

(昭和四十五年度予算の大綱)

昭和四十五年度予算是、以上申し述べました財政金融政策の基本方針にのとり編成いたしました。

1 まず、財政面から経済を過度に刺激すること

のないよう配慮いたしました。

すなわち、財政の規模をできる限り抑制するとともに、公債及び政府保証債の発行額を、前年度当初予定額に比し、それぞれ六百億円減額五・四%に低下することになります。また、現行額は、四千三百億円となり、一般会計における公債依存度は前年度当初予算の七・二%から五・四%に低下することになります。また、現下の経済財政事情にかんがみ、法人税を増徴することといたしました。

2 次に、一般会計予算及び財政投融資計画とも、限られた財源の適正かつ効率的な配分に努め、国民の福祉向上のための諸施策を着実に推進することといたしました。

特に、社会資本の整備、公害対策の充実、社会保障の充美、農林漁業及び中小企業の近代化、文教及び科学技術の振興、経済協力の推進、貿易の振興等、当面の緊要な施策につきましては、重点的に財源を投入して、その着実な遂行を図っております。

3 かくして、一般会計予算の総額は、歳入歳出とも七兆九千四百九十七億円となり、昭和四十四年度当初予算に対し、一兆二千一百一億円、十七・九%の増加となっております。

財政投融資計画の総額は、三兆五千七百九十九億円であります。昭和四十四年度当初計画に対し、五千二十九億円、十六・三%の増加となつております。

(税制の改正)

次に、税制の改正について申し述べます。

1 まず、所得税につきましては、最近における国民の税負担の状況にかんがみ、給与所得者を中心とする中小所得者の負担軽減を主眼として、平年度約三千五十億円に上る大幅な減税を行なうこととしたしました。

2 まず、財政面から経済を過度に刺激すること

き、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の引き上げを行なうこととしております。この結果、夫婦と子供三人の給与所得者の課税最低限は、約十万円引き上げられて、平年度年収約百二万円となります。また、給与所得控除の拡充を行なうこととしておりま

す。さらに、障害者控除、寡婦控除等の拡充を行なっております。

3 次に、法人税につきましては、現下の経済財政事情にかんがみ、法人税を増徴することといたしました。

4 次に、法人税につきましては、現下の経済財政事情にかんがみ、二年間の臨時措置として、普通法人の所得のうち留保分につき、法人税の負担を現行の五%増に引き上げることといたしました。なお、中小法人に対しましては、従来の軽減税率をそのまま据え置くこととするほか、別に同族会社の留保金課税の軽減を行なう等、特段の配慮を行なっております。

5 利子配当課税につきましては、まず、利子課税の特例について、定期預金等の利子に対し、新たに源泉選択制度を導入いたしました。なお、制度の移行に際しましては、国民の貯蓄態度に及ぼす心理的影響を十分考慮して、漸進的な措置をとるよう配慮しております。配当課税の特例につきましても、利子課税の特例の改正に見合った措置を講ずるほか、配当控除について、その控除率の引き上げを図ることといたしました。

6 関税につきましては、わが国を取り巻く貿易環境の変化、国内産業の動向等に対応するため、新たに百十品目の関税率の引き下げを行なう等、所要の調整措置を講ずることといたしております。また、公害対策の一環として、新たに重油脱硫に對し、関税軽減を行なうことといたしております。

(結語)

以上、今後におけるわが国経済の長期的課題、当面の内外経済情勢と財政金融政策、昭和四十五年度予算の大綱及び昭和四十五年度税制改正の概要につきまして申し述べました。

本国会において、御審議を願うべく予定しております大蔵省関係の法律案は、昭和四十五年度予算に関連するもの十六件、その他一件、合計十七件であり、うち十五件につきまして本委員会の御審議をお願いすることとなると存じます。なによりよろしく御審議のほどをお願いする次第であります。

1 二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

2 一、昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案

昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法
案 昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法
(趣旨)

第一条 この法律は、昭和四十五年度の税制改正の実施に備えるため、昭和四十五年四月一日から同月三十日までの間に支払われる給与等及び退職手当等に係る所得税の源泉徴収について、所得税法(昭和四十年法律第三十三号。以下「法」という。)の特例を定めるとともに、昭和四十五年三月三十一日に期限の到来する国税の課税の特例等を定めている法律の規定について、その期限を暫定期的に同年四月三十日まで延長する措置を講ずるものとする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 給与等 法第二十八条第一項(給与所得)に

規定する給与等(法第二十九条(給与等とみなされる年金)の規定により給与等とみなされる年金を含む。)をいう。

二 退職手当等 法第三十条第一項(退職所得)に規定する退職手当等(法第三十一条(退職所得)に規定する退職手当等(法第三十一条(退職所得)とみなされる一時金)の規定により退職手当等とみなされる一時金を含む。)をいう。

三 源泉徴収 法第二条第一項第四十五条号(定義)に規定する源泉徴収をいう。

四 居住者 法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。

第五条 昭和四十五年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額(法第二百九十条第二号イ及びロに掲げる金額がある場合に相当する金額を同条第二号に掲げる税額とみなす)に相当する金額を同条第二号に掲げる税額とみなす。

第六条 昭和四十五年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額(法第二百九十条第二号イ及びロに掲げる金額がある場合に相当する金額を同条第二号に掲げる税額とみなす)に相当する金額を同条第二号に掲げる税額とみなす。

第七条 昭和四十五年中に支払うべき退職手当等で同年四月一日から同月三十日までの間に支払うものに係る法第二百一条(退職所得に係る源泉徴収税額)の規定の適用については、同条第一項中「別表第八」とあるのは、「暫定措置法別表第四の乙表(退職手当等に係る源泉徴収の特例)」を乗じて計算した金額を採用する。

第八条 物品税法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
一 日を「昭和四五五年五月一日」に改める。
附則第七条第一項の表中「昭和四五五年三月三十一日」を「昭和四五五年四月三十日」に改める。
二 日を「昭和四五五年五月一日」に改める。
附則第十一条第一項の表中「昭和四五五年四月一日」を「昭和四五五年五月一日」に改める。

第一百八十五条第一項第一号ロからヘ まで並びに同項第二号及び第三号	別表第四	別表第四の甲表	昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第二号。以下「暫定措置法」という。)別表第一の甲表
第一百八十六条第一項及び第二項(賞 与に係る微取税額)	別表第五	暫定措置法別表第一	昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第二号。以下「暫定措置法」という。)別表第一の乙表
第一百八十七条(障害者控除等の適用 を受ける者に係る微取税額)及び第 一百八十八条(給与等から控除される 社会保険料がある場合等の微取税額) の計算)	別表第六	暫定措置法別表第三	昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第二号。以下「暫定措置法」という。)別表第一の丙表
第一百八十九条(主たる給与等に係る 微取税額の特例)	別表第四	暫定措置法第三条(給与等に係る 源泉徴収の特例)の規定により読み 替えた第一百八十五条	昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第二号。以下「暫定措置法」という。)別表第一の丁表
第一百八十五条	暫定措置法第三条(給与等に係る 源泉徴収の特例)の規定により読み 替えた第一百八十五条	暫定措置法第三条(給与等に係る 源泉徴収の特例)の規定により読み 替えた第一百八十五条	昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第二号。以下「暫定措置法」という。)別表第一の戊表

第一百八十五条第一項第一号ロからヘ まで並びに同項第二号及び第三号	別表第四	別表第五	暫定措置法別表第一	昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第二号。以下「暫定措置法」という。)別表第一の甲表
第一百八十六条第一項及び第二項(賞 与に係る微取税額)	別表第六	暫定措置法別表第二	昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第二号。以下「暫定措置法」という。)別表第一の乙表	昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第二号。以下「暫定措置法」という。)別表第一の丙表
第一百八十七条(障害者控除等の適用 を受ける者に係る微取税額)及び第 一百八十八条(給与等から控除される 社会保険料がある場合等の微取税額) の計算)	別表第七	暫定措置法別表第三	昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第二号。以下「暫定措置法」という。)別表第一の丁表	昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第二号。以下「暫定措置法」という。)別表第一の戊表
第一百八十九条(主たる給与等に係る 微取税額の特例)	別表第四	暫定措置法第三条(給与等に係る 源泉徴収の特例)の規定により読み 替えた第一百八十五条	昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第二号。以下「暫定措置法」という。)別表第一の己表	昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第二号。以下「暫定措置法」という。)別表第一の庚表
第一百八十五条	暫定措置法第三条(給与等に係る 源泉徴収の特例)の規定により読み 替えた第一百八十五条	暫定措置法第三条(給与等に係る 源泉徴収の特例)の規定により読み 替えた第一百八十五条	昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第二号。以下「暫定措置法」という。)別表第一の辛表	昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第二号。以下「暫定措置法」という。)別表第一の壬表

第一百八十五条	暫定措置法第三条(給与等に係る 源泉徴収の特例)の規定により読み 替えた第一百八十五条	暫定措置法第三条(給与等に係る 源泉徴収の特例)の規定により読み 替えた第一百八十五条	昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第二号。以下「暫定措置法」という。)別表第一の癸表
第七条 物品税法の一部を改正する法律(一部改正) 第十一条 物品税法の一部を改正する法律(昭和四十 一年法律第三十四号)の一部を次のように改 正する。	別表の品名の欄中「当該年度」を「指定期間」 に、「昭和四五五年三月三一日」を「昭和四五五年四 月三〇日」に改める。	別表の品名の欄中「当該年度」を「指定期間」 に、「昭和四五五年三月三一日」を「昭和四五五年四 月三〇日」に改める。	この法律は、昭和四五五年四月一日から施行す る。

別表第一 昭和45年4月の給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ甲 表

(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数								乙	
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額
円 28,000 29,000 30,000 31,000 32,000	円 0 190 0 0 430	円 0 0 0 0 0	円 0 0 0 0 0	円 0 0 0 0 0	円 0 0 0 0 0	円 0 0 0 0 0	円 0 0 0 0 0	円 0 0 0 0 0	円 0 2,200 2,400 2,500 2,600 2,700	
33,000 34,000 35,000 36,000 37,000	34,000 35,000 36,000 37,000 38,000	510 590 670 750 830	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	2,800 2,900 3,000 3,200 3,300	
38,000 39,000 40,000 41,000 42,000	39,000 40,000 41,000 42,000 43,000	910 990 1,070 1,150 1,230	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	3,400 3,500 3,600 3,700 3,800	
43,000 44,000 45,000 46,000 47,000	44,000 45,000 46,000 47,000 48,000	1,310 1,390 1,470 1,550 1,630	0 0 0 0 130	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	4,000 4,100 4,300 4,500 4,700	
48,000 49,000 50,000 51,000 52,000	49,000 50,000 51,000 52,000 53,000	1,710 1,790 1,870 1,950 2,030	210 290 370 450 530	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	4,800 5,000 5,400 5,500 5,700	
53,000 54,000 55,000 56,000 57,000	54,000 55,000 56,000 57,000 58,000	2,110 2,190 2,270 2,350 2,430	610 690 770 850 930	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	5,900 6,100 6,300 6,500 6,700	
58,000 59,000 60,000 61,000 62,000	59,000 60,000 61,000 62,000 63,000	2,520 2,610 2,710 2,800 2,900	1,010 1,090 1,170 1,250 1,330	0 0 170 250 330	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	6,900 7,100 7,300 7,500 7,700	
63,000 64,000 65,000 66,000 67,000	64,000 65,000 66,000 67,000 68,000	3,000 3,090 3,190 3,280 3,380	1,410 1,490 1,570 1,650 1,730	410 490 570 650 730	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	7,900 8,100 8,300 8,500 8,700	
68,000 69,000 70,000 71,000 72,000	69,000 70,000 71,000 72,000 73,000	3,480 3,570 3,670 3,760 3,860	1,810 1,890 1,970 2,050 2,130	810 890 970 1,050 1,130	0 0 0 0 130	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	9,000 9,200 9,400 9,700 9,900	

イ甲 表

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	以上 未満	扶養親族等の数							乙	
		甲								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
73,000	74,000	3,960	2,210	1,210	210	0	0	0	0	10,200
74,000	75,000	4,050	2,290	1,290	290	0	0	0	0	10,400
75,000	76,000	4,150	2,370	1,370	370	0	0	0	0	10,600
76,000	77,000	4,240	2,450	1,450	450	0	0	0	0	10,800
77,000	78,000	4,340	2,540	1,530	530	0	0	0	0	11,100
78,000	79,000	4,440	2,640	1,610	610	0	0	0	0	11,300
79,000	80,000	4,530	2,730	1,690	690	0	0	0	0	11,500
80,000	81,000	4,630	2,830	1,770	770	0	0	0	0	11,800
81,000	82,000	4,720	2,920	1,850	850	0	0	0	0	12,100
82,000	83,000	4,820	3,020	1,930	930	0	0	0	0	12,300
83,000	84,000	4,920	3,120	2,010	1,010	0	0	0	0	12,600
84,000	85,000	5,010	3,210	2,090	1,090	0	0	0	0	12,900
85,000	86,000	5,110	3,310	2,170	1,170	170	0	0	0	13,200
86,000	87,000	5,200	3,400	2,250	1,250	250	0	0	0	13,500
87,000	88,000	5,300	3,500	2,330	1,330	330	0	0	0	13,800
88,000	89,000	5,400	3,600	2,410	1,410	410	0	0	0	14,100
89,000	90,000	5,490	3,690	2,490	1,490	490	0	0	0	14,400
90,000	91,000	5,600	3,790	2,590	1,570	570	0	0	0	14,600
91,000	92,000	5,710	3,880	2,680	1,650	650	0	0	0	14,900
92,000	93,000	5,840	3,990	2,790	1,740	740	0	0	0	15,200
93,000	94,000	5,960	4,100	2,900	1,830	830	0	0	0	15,500
94,000	95,000	6,090	4,210	3,010	1,920	920	0	0	0	15,800
95,000	96,000	6,220	4,310	3,110	2,010	1,010	0	0	0	16,100
96,000	97,000	6,340	4,420	3,220	2,100	1,100	100	0	0	16,400
97,000	98,000	6,470	4,530	3,330	2,190	1,190	190	0	0	16,700
98,000	99,000	6,590	4,640	3,440	2,280	1,280	280	0	0	16,900
99,000	101,000	6,780	4,800	3,600	2,420	1,420	420	0	0	17,200
101,000	103,000	7,040	5,020	3,820	2,620	1,600	600	0	0	17,200円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 100,000円に 100%に相当する金額 を加算した金額
103,000	105,000	7,290	5,230	4,030	2,830	1,780	780	0	0	17,200
105,000	107,000	7,540	5,450	4,250	3,050	1,960	960	0	0	17,200
107,000	109,000	7,790	5,690	4,460	3,260	2,140	1,140	140	0	17,200
109,000	111,000	8,040	5,940	4,680	3,480	2,320	1,320	320	0	17,200
111,000	113,000	8,300	6,200	4,900	3,700	2,500	1,500	500	0	17,200
113,000	115,000	8,550	6,450	5,110	3,910	2,710	1,680	680	0	17,200
115,000	117,000	8,800	6,700	5,330	4,130	2,930	1,860	860	0	17,200
117,000	119,000	9,060	6,950	5,550	4,340	3,140	2,040	1,040	0	17,200
119,000	121,000	9,350	7,200	5,800	4,560	3,360	2,220	1,220	220	17,200
121,000	123,000	9,630	7,460	6,060	4,780	3,580	2,400	1,400	400	17,200
123,000	125,000	9,920	7,710	6,310	4,990	3,790	2,590	1,580	580	17,200
125,000	127,000	10,210	7,960	6,560	5,210	4,010	2,810	1,760	760	17,200
127,000	129,000	10,500	8,210	6,810	5,420	4,220	3,020	1,940	940	17,200
129,000	131,000	10,790	8,460	7,060	5,660	4,440	3,240	2,120	1,120	17,200
131,000	133,000	11,070	8,720	7,320	5,920	4,660	3,460	2,300	1,300	17,200
133,000	135,000	11,360	8,970	7,570	6,170	4,870	3,670	2,480	1,480	17,200
135,000	137,000	11,650	9,250	7,820	6,420	5,090	3,890	2,690	1,660	17,200
137,000	139,000	11,940	9,540	8,070	6,670	5,300	4,100	2,900	1,840	17,200
139,000	141,000	12,230	9,830	8,320	6,920	5,520	4,320	3,120	2,020	17,200
141,000	143,000	12,510	10,110	8,580	7,180	5,780	4,540	3,340	2,200	17,200
143,000	145,000	12,800	10,400	8,820	7,430	6,030	4,750	3,550	2,380	17,200
145,000	147,000	13,100	10,690	9,090	7,680	6,280	4,970	3,770	2,570	17,200

イ甲 表

(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数									乙 税額	
	扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人		
	未満	以上									
147,000	149,000	13,430	10,980	9,380	7,930	6,530	5,180	3,980	2,780		
149,000	151,000	13,750	11,270	9,670	8,180	6,780	5,400	4,200	3,000	40,200円	
151,000	153,000	14,070	11,550	9,950	8,440	7,040	5,640	4,420	3,220	40,200円に、そ	
153,000	155,000	14,400	11,840	10,240	8,690	7,290	5,890	4,630	3,430	の月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち150,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額	
155,000	157,000	14,720	12,130	10,530	8,940	7,540	6,140	4,850	3,650		
157,000	159,000	15,050	12,420	10,820	9,220	7,790	6,390	5,060	3,860		
159,000	161,000	15,370	12,710	11,110	9,510	8,040	6,640	5,280	4,080		
161,000	163,000	15,690	12,990	11,390	9,790	8,300	6,900	5,500	4,300		
163,000	165,000	16,020	13,320	11,680	10,080	8,550	7,150	5,750	4,510		
165,000	167,000	16,340	13,640	11,970	10,370	8,800	7,400	6,000	4,730		
167,000	169,000	16,670	13,970	12,260	10,660	9,060	7,650	6,250	4,940		
169,000	171,000	16,990	14,290	12,550	10,950	9,350	7,900	6,500	5,160		
171,000	173,000	17,310	14,610	12,830	11,230	9,630	8,160	6,760	5,380		
173,000	175,000	17,660	14,940	13,140	11,520	9,920	8,410	7,010	5,610		
175,000	177,000	18,050	15,270	13,470	11,820	10,220	8,670	7,270	5,870		
177,000	179,000	18,450	15,610	13,810	12,120	10,520	8,930	7,530	6,130		
179,000	181,000	18,850	15,950	14,150	12,430	10,830	9,230	7,800	6,400		
181,000	183,000	19,250	16,300	14,500	12,730	11,130	9,530	8,060	6,660		
183,000	185,000	19,650	16,640	14,840	13,040	11,430	9,830	8,330	6,930		
185,000	187,000	20,040	16,980	15,180	13,380	11,740	10,140	8,600	7,200		
187,000	189,000	20,440	17,320	15,520	13,720	12,040	10,440	8,860	7,460		
189,000	191,000	20,840	17,690	15,860	14,060	12,350	10,750	9,150	7,730		
191,000	193,000	21,240	18,090	16,210	14,410	12,650	11,050	9,450	7,990		
193,000	195,000	21,640	18,490	16,550	14,750	12,950	11,350	9,750	8,260		
195,000	197,000	22,040	18,890	16,890	15,090	13,290	11,660	10,060	8,530		
197,000	199,000	22,440	19,290	17,230	15,430	13,630	11,960	10,360	8,790		
199,000	201,000	22,840	19,690	17,590	15,770	13,970	12,270	10,670	9,070		
201,000	204,000	23,340	20,190	18,090	16,200	14,400	12,650	11,050	9,450		
204,000	207,000	23,930	20,780	18,680	16,720	14,920	13,120	11,500	9,900		
207,000	210,000	24,530	21,380	19,280	17,220	15,430	13,630	11,960	10,360		
210,000	213,000	25,130	21,980	19,880	17,780	15,940	14,140	12,410	10,810		
213,000	216,000	25,730	22,580	20,480	18,380	16,450	14,650	12,870	11,270		
216,000	219,000	26,340	23,180	21,080	18,980	16,970	15,170	13,370	11,730		
219,000	222,000	27,020	23,780	21,680	19,580	17,480	15,680	13,880	12,180		
222,000	225,000	27,710	24,380	22,280	20,180	18,080	16,190	14,890	12,640		
225,000	228,000	28,390	24,970	22,870	20,770	18,670	16,710	14,910	13,110		
228,000	231,000	29,080	25,570	23,470	21,370	19,270	17,220	15,420	13,620		
231,000	234,000	29,760	26,170	24,070	21,970	19,870	17,770	15,930	14,130		
234,000	237,000	30,440	26,840	24,670	22,570	20,470	18,370	16,450	14,650		
237,000	240,000	31,130	27,530	25,270	23,170	21,070	18,970	16,960	15,160		
240,000	243,000	31,810	28,210	25,870	23,770	21,670	19,570	17,470	15,670		
243,000	246,000	32,500	28,900	26,500	24,370	22,270	20,170	18,070	16,180		
246,000	249,000	33,180	29,580	27,180	24,960	22,860	20,760	18,660	16,700		
249,000	252,000	33,860	30,260	27,860	25,560	23,460	21,360	19,260	17,210		
252,000	255,000	34,550	30,950	28,550	26,160	24,060	21,960	19,860	17,760		
255,000	258,000	35,230	31,630	29,230	26,930	24,660	22,560	20,460	18,360		
258,000	261,000	35,920	32,320	29,920	27,520	25,260	23,160	21,060	18,960		
261,000	264,000	36,640	33,000	30,600	28,200	25,360	23,760	21,660	19,560		
264,000	267,000	37,410	33,680	31,280	28,680	26,480	24,350	22,250	20,150		
267,000	270,000	38,180	34,370	31,970	29,570	27,170	24,950	22,850	20,750		

イ甲 表

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
以上未満	税額									税額	
円 270,000	円 273,000	円 38,950	円 35,050	円 32,650	円 30,250	円 27,850	円 25,550	円 23,450	円 21,350		
273,000	276,000	39,720	35,740	33,340	30,940	28,540	26,150	24,050	21,950		
276,000	279,000	40,490	36,440	34,020	31,620	29,220	26,820	24,650	22,550		
279,000	282,000	41,260	37,210	34,700	32,300	29,900	27,500	25,250	23,150		
282,000	285,000	42,030	37,980	35,390	32,990	30,590	28,190	25,850	23,750		
285,000	288,000	42,800	38,750	36,070	33,670	31,270	28,870	26,470	24,340		
288,000	291,000	43,570	39,520	36,820	34,360	31,960	29,560	27,160	24,940		
291,000	294,000	44,340	40,290	37,590	35,040	32,640	30,240	27,840	25,540		
294,000	297,000	45,110	41,060	38,360	35,720	33,320	30,920	28,520	26,140		
297,000	300,000	45,880	41,830	39,130	36,430	34,010	31,610	29,210	26,810		
300,000円	46,260	42,210	39,510	36,810	34,350	31,950	29,550	27,150			
300,000円をこえ 310,000円に満た ない金額	300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 300,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額										
310,000円	円 48,960	円 44,910	円 42,210	円 39,510	円 37,050	円 34,650	円 32,250	円 29,850			
310,000円をこえ 360,000円に満た ない金額	310,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 310,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額										
360,000円	円 63,960	円 59,910	円 57,210	円 54,510	円 52,050	円 49,650	円 47,250	円 44,850			
360,000円をこえ 390,000円に満た ない金額	360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額										
390,000円	円 74,160	円 70,110	円 67,410	円 64,710	円 62,250	円 59,850	円 57,450	円 55,050			
390,000円をこえ 470,000円に満た ない金額	390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 390,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額										

イ甲 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙								
	扶養親族等の数																
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人									
以上未満	税額								税額								
470,000円	104,560	100,510	97,810	95,110	92,650	90,250	87,850	85,450									
470,000円をこえ 560,000円に満た ない金額	470,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 470,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額																
560,000円	142,360	138,310	135,610	132,910	130,450	128,050	125,650	123,250									
560,000円をこえ 720,000円に満た ない金額	560,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 560,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額																
720,000円	215,960	211,910	209,210	206,510	204,050	201,650	199,250	196,850	382,200								
720,000円をこえ 890,000円に満た ない金額	720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 720,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								382,200円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち720,000円を こえる金額の65 %に相当する金 額を加算した金 額								
890,000円	300,960	296,910	294,210	291,510	289,050	286,650	284,250	281,850									
890,000円をこえ 1,720,000円に満 たない金額	890,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 890,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額																
1,720,000円	757,460	753,410	750,710	748,010	745,550	743,150	740,750	738,350									
1,720,000円をこ える金額	1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,720,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額																
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額																	
從たる給与につ いての扶養親族 等申告書が提出 されている場合 には、当該申告 書に記載された 扶養親族等の数 に応じて扶養親 族等1人ごとに 1,200円を、上 の各欄によつて 求めた税額から 控除した金額																	

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号まで(定義)に規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除対象配偶者若しくは扶養親族をいう。
- (二) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。
- (三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
- (四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(五) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、法第百九十五条第四項(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
 - (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,200円を控除した金額)が、その求める税額である。

口乙 表

(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
41,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0
41,000	42,000	150	0	0	0	0	0	0
42,000	43,000	230	0	0	0	0	0	0
43,000	44,000	310	0	0	0	0	0	0
44,000	45,000	390	0	0	0	0	0	0
45,000	46,000	470	0	0	0	0	0	0
46,000	47,000	550	0	0	0	0	0	0
47,000	48,000	630	0	0	0	0	0	0
48,000	49,000	710	0	0	0	0	0	0
49,000	50,000	790	0	0	0	0	0	0
50,000	51,000	870	0	0	0	0	0	0
51,000	52,000	950	0	0	0	0	0	0
52,000	53,000	1,030	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	1,110	110	0	0	0	0	0
54,000	55,000	1,190	190	0	0	0	0	0
55,000	56,000	1,270	270	0	0	0	0	0
56,000	57,000	1,350	350	0	0	0	0	0
57,000	58,000	1,430	430	0	0	0	0	0
58,000	59,000	1,510	510	0	0	0	0	0
59,000	60,000	1,590	590	0	0	0	0	0
60,000	61,000	1,670	670	0	0	0	0	0
61,000	62,000	1,750	750	0	0	0	0	0
62,000	63,000	1,830	830	0	0	0	0	0
63,000	64,000	1,910	910	0	0	0	0	0
64,000	65,000	1,990	990	0	0	0	0	0
65,000	66,000	2,070	1,070	0	0	0	0	0
66,000	67,000	2,150	1,150	150	0	0	0	0
67,000	68,000	2,230	1,230	230	0	0	0	0
68,000	69,000	2,310	1,310	310	0	0	0	0
69,000	70,000	2,390	1,390	390	0	0	0	0
70,000	71,000	2,470	1,470	470	0	0	0	0
71,000	72,000	2,560	1,550	550	0	0	0	0
72,000	73,000	2,660	1,630	630	0	0	0	0
73,000	74,000	2,760	1,710	710	0	0	0	0
74,000	75,000	2,850	1,790	790	0	0	0	0
75,000	76,000	2,950	1,870	870	0	0	0	0
76,000	77,000	3,040	1,950	950	0	0	0	0
77,000	78,000	3,140	2,030	1,030	0	0	0	0
78,000	79,000	3,240	2,110	1,110	110	0	0	0
79,000	80,000	3,330	2,190	1,190	190	0	0	0
80,000	81,000	3,430	2,270	1,270	270	0	0	0

口乙 表

(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
81,000	82,000	3,520	2,350	1,350	350	0	0	0
82,000	83,000	3,620	2,430	1,430	430	0	0	0
83,000	84,000	3,720	2,520	1,510	510	0	0	0
84,000	85,000	3,810	2,610	1,590	590	0	0	0
85,000	86,000	3,910	2,710	1,670	670	0	0	0
86,000	87,000	4,000	2,800	1,750	750	0	0	0
87,000	88,000	4,100	2,900	1,830	830	0	0	0
88,000	89,000	4,200	3,000	1,910	910	0	0	0
89,000	90,000	4,290	3,090	1,990	990	0	0	0
90,000	91,000	4,390	3,190	2,070	1,070	0	0	0
91,000	92,000	4,480	3,280	2,150	1,150	150	0	0
92,000	93,000	4,590	3,390	2,240	1,240	240	0	0
93,000	94,000	4,700	3,500	2,330	1,330	330	0	0
94,000	95,000	4,810	3,610	2,420	1,420	420	0	0
95,000	96,000	4,910	3,710	2,510	1,510	510	0	0
96,000	97,000	5,020	3,820	2,620	1,600	600	0	0
97,000	98,000	5,130	3,930	2,730	1,690	690	0	0
98,000	99,000	5,240	4,040	2,840	1,780	780	0	0
99,000	101,000	5,490	4,200	3,000	1,920	920	0	0
101,000	103,000	5,640	4,420	3,220	2,100	1,100	100	0
103,000	105,000	5,890	4,630	3,430	2,280	1,280	280	0
105,000	107,000	6,140	4,850	3,650	2,460	1,460	460	0
107,000	109,000	6,390	5,060	3,860	2,660	1,640	640	0
109,000	111,000	6,640	5,280	4,080	2,880	1,820	820	0
111,000	113,000	6,900	5,500	4,300	3,100	2,000	1,000	0
113,000	115,000	7,150	5,750	4,510	3,310	2,180	1,180	180
115,000	117,000	7,400	6,000	4,730	3,530	2,360	1,360	360
117,000	119,000	7,650	6,250	4,940	3,740	2,540	1,540	540
119,000	121,000	7,900	6,500	5,160	3,960	2,760	1,720	720
121,000	123,000	8,160	6,760	5,380	4,180	2,980	1,900	900
123,000	125,000	8,410	7,010	5,610	4,390	3,190	2,080	1,080
125,000	127,000	8,660	7,260	5,860	4,610	3,410	2,260	1,260
127,000	129,000	8,910	7,510	6,110	4,820	3,620	2,440	1,440
129,000	131,000	9,190	7,760	6,360	5,040	3,840	2,640	1,620
131,000	133,000	9,470	8,020	6,620	5,260	4,060	2,860	1,800
133,000	135,000	9,760	8,270	6,870	5,470	4,270	3,070	1,980
135,000	137,000	10,050	8,520	7,120	5,720	4,490	3,290	2,160
137,000	139,000	10,340	8,770	7,370	5,970	4,700	3,500	2,340
139,000	141,000	10,630	9,030	7,620	6,220	4,920	3,720	2,520
141,000	143,000	10,910	9,310	7,880	6,480	5,140	3,940	2,740
143,000	145,000	11,200	9,600	8,130	6,730	5,350	4,150	2,950
145,000	147,000	11,490	9,890	8,380	6,980	5,580	4,370	3,170
147,000	149,000	11,780	10,180	8,630	7,230	5,830	4,580	3,380
149,000	151,000	12,070	10,470	8,880	7,480	6,080	4,800	3,600
151,000	153,000	12,350	10,750	9,150	7,740	6,340	5,020	3,820

口乙 表

(三)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額							
昭和四十五年二月二十四日	153,000	155,000	12,640	11,040	9,440	7,990	6,590	5,230	4,030
	155,000	157,000	12,930	11,330	9,730	8,240	6,840	5,450	4,250
	157,000	159,000	13,250	11,620	10,020	8,490	7,090	5,690	4,460
	159,000	161,000	13,570	11,910	10,310	8,740	7,340	5,940	4,680
	161,000	163,000	13,890	12,190	10,590	9,000	7,600	6,200	4,900
	163,000	165,000	14,220	12,480	10,880	9,280	7,850	6,450	5,110
	165,000	167,000	14,540	12,770	11,170	9,570	8,100	6,700	5,330
	167,000	169,000	14,870	13,070	11,460	9,860	8,350	6,950	5,550
	169,000	171,000	15,190	13,390	11,750	10,150	8,600	7,200	5,800
	171,000	173,000	15,510	13,710	12,030	10,430	8,860	7,460	6,060
【参議院】	173,000	175,000	15,840	14,040	12,320	10,720	9,120	7,710	6,310
	175,000	177,000	16,170	14,370	12,620	11,020	9,420	7,970	6,570
	177,000	179,000	16,510	14,710	12,920	11,320	9,720	8,230	6,830
	179,000	181,000	16,850	15,050	13,250	11,630	10,030	8,500	7,100
	181,000	183,000	17,200	15,400	13,600	11,930	10,330	8,760	7,360
	183,000	185,000	17,550	15,740	13,940	12,230	10,630	9,080	7,630
	185,000	187,000	17,940	16,080	14,280	12,540	10,940	9,340	7,900
	187,000	189,000	18,340	16,420	14,620	12,840	11,240	9,640	8,160
	189,000	191,000	18,740	16,760	14,960	13,180	11,550	9,950	8,430
	191,000	193,000	19,140	17,110	15,310	13,510	11,850	10,250	8,690
	193,000	195,000	19,540	17,450	15,650	13,850	12,150	10,550	8,960
	195,000	197,000	19,940	17,840	15,990	14,190	12,460	10,860	9,260
	197,000	199,000	20,340	18,240	16,330	14,530	12,760	11,160	9,560
	199,000	201,000	20,740	18,640	16,670	14,870	13,070	11,470	9,870
	201,000	204,000	21,240	19,140	17,100	15,300	13,500	11,850	10,250
	204,000	207,000	21,830	19,730	17,630	15,820	14,020	12,300	10,700
	207,000	210,000	22,430	20,330	18,230	16,330	14,530	12,760	11,160
	210,000	213,000	23,030	20,930	18,830	16,840	15,040	13,240	11,610
	213,000	216,000	23,630	21,530	19,430	17,350	15,550	13,750	12,070
	216,000	219,000	24,230	22,130	20,030	17,930	16,070	14,270	12,530
	219,000	222,000	24,830	22,730	20,630	18,530	16,580	14,780	12,980
	222,000	225,000	25,430	23,330	21,230	19,130	17,090	15,290	13,490
	225,000	228,000	26,020	23,920	21,820	19,720	17,620	15,810	14,010
	228,000	231,000	26,680	24,520	22,420	20,320	18,220	16,820	14,520
	231,000	234,000	27,360	25,120	23,020	20,920	18,820	16,830	15,030
	234,000	237,000	28,040	25,720	23,620	21,520	19,420	17,350	15,550
	237,000	240,000	28,730	26,330	24,220	22,120	20,020	17,920	16,060
	240,000	243,000	29,410	27,010	24,320	22,720	20,620	18,520	16,570
	243,000	246,000	30,100	27,700	25,420	23,320	21,220	19,120	17,080
	246,000	249,000	30,780	28,380	26,010	23,910	21,810	19,710	17,610
	249,000	252,000	31,460	29,060	26,660	24,510	22,410	20,310	18,210
	252,000	255,000	32,150	29,750	27,350	25,110	23,010	20,910	18,810
	255,000	258,000	32,830	30,430	28,030	25,710	23,610	21,510	19,410
	258,000	261,000	33,520	31,120	28,720	26,320	24,210	22,110	20,010
	261,000	264,000	34,200	31,800	29,400	27,000	24,810	22,710	20,610

口乙 表

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上未満	税額							
264,000円	267,000円	34,880円	32,480円	30,080円	27,680円	25,400円	23,300円	21,200円
267,000円	270,000円	35,570円	33,170円	30,770円	28,370円	26,000円	23,900円	21,800円
270,000円	273,000円	36,250円	33,850円	31,450円	29,050円	26,650円	24,500円	22,400円
273,000円	276,000円	37,020円	34,540円	32,140円	29,740円	27,340円	25,100円	23,000円
276,000円	279,000円	37,790円	35,220円	32,820円	30,420円	28,020円	25,700円	23,600円
279,000円	282,000円	38,560円	35,900円	33,500円	31,100円	28,700円	26,300円	24,200円
282,000円	285,000円	39,330円	36,630円	34,190円	31,790円	29,390円	26,990円	24,800円
285,000円	288,000円	40,100円	37,400円	34,870円	32,470円	30,070円	27,670円	25,390円
288,000円	291,000円	40,870円	38,170円	35,560円	33,160円	30,760円	28,360円	25,990円
291,000円	294,000円	41,640円	38,940円	36,240円	33,840円	31,440円	29,040円	26,640円
294,000円	297,000円	42,410円	39,710円	37,010円	34,520円	32,120円	29,720円	27,320円
297,000円	300,000円	43,180円	40,480円	37,780円	35,210円	32,810円	30,410円	28,010円
300,000円		43,560円	40,860円	38,160円	35,550円	33,150円	30,750円	28,350円
300,000円をこえ 310,000円に満た ない金額	300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち300,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額							
310,000円	46,260円	43,560円	40,860円	38,250円	35,850円	33,450円	31,050円	
310,000円をこえ 360,000円に満た ない金額	310,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち310,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額							
360,000円	61,260円	58,560円	55,860円	53,250円	50,850円	48,450円	46,050円	
360,000円をこえ 390,000円に満た ない金額	360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち360,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額							
390,000円	71,460円	68,760円	66,060円	63,450円	61,050円	58,650円	56,250円	
390,000円をこえ 470,000円に満た ない金額	390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち390,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額							

口乙 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
470,000円	101,860	99,160	96,460	93,850	91,450	89,050	86,650
470,000円をこえ560,000円に満たない金額	470,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち470,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額						
560,000円	139,660	136,960	134,260	131,650	129,250	126,850	124,450
560,000円をこえ720,000円に満たない金額	560,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち560,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額						
720,000円	213,260	210,560	207,860	205,250	202,850	200,450	198,050
720,000円をこえ890,000円に満たない金額	720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち720,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						
890,000円	298,260	295,560	292,860	290,250	287,850	285,450	283,050
890,000円をこえ1,720,000円に満たない金額	890,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち890,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
1,720,000円	754,760	752,060	749,360	746,750	744,350	741,950	739,550
1,720,000円をこえる金額	1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,720,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額							

(注)

(一) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。)

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (1) 「障害者」又は「老年者」「寡婦」「勤労学生」「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号までに規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除対象配偶者若しくは扶養親族をいう。
- (2) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
- (3) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(一)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたときは)は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。
- (二) (注)の(一)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

別表第二 昭和45年4月の給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ甲 表

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未満	税額							税額	税額		
円 950	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
950	1,000	5	0	0	0	0	0	0	80	0		
1,000	1,050	10	0	0	0	0	0	0	80	0		
1,050	1,100	15	0	0	0	0	0	0	90	0		
1,100	1,150	15	0	0	0	0	0	0	90	0		
1,150	1,200	20	0	0	0	0	0	0	100	0		
1,200	1,250	25	0	0	0	0	0	0	110	0		
1,250	1,300	30	0	0	0	0	0	0	110	0		
1,300	1,350	35	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,350	1,400	35	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,400	1,450	40	0	0	0	0	0	0	130	0		
1,450	1,500	45	0	0	0	0	0	0	130	0		
1,500	1,550	50	0	0	0	0	0	0	140	0		
1,550	1,600	55	5	0	0	0	0	0	150	0		
1,600	1,650	55	5	0	0	0	0	0	160	0		
1,650	1,700	60	10	0	0	0	0	0	170	0		
1,700	1,750	65	15	0	0	0	0	0	190	0		
1,750	1,800	70	20	0	0	0	0	0	190	0		
1,800	1,850	75	25	0	0	0	0	0	200	0		
1,850	1,900	75	25	0	0	0	0	0	210	0		
1,900	1,950	80	30	0	0	0	0	0	220	0		
1,950	2,000	85	35	0	0	0	0	0	230	0		
2,000	2,050	90	40	5	0	0	0	0	240	0		
2,050	2,100	95	45	10	0	0	0	0	250	0		
2,100	2,150	100	45	15	0	0	0	0	260	0		
2,150	2,200	105	50	20	0	0	0	0	270	0		
2,200	2,250	110	55	20	0	0	0	0	280	0		
2,250	2,300	115	60	25	0	0	0	0	300	0		
2,300	2,350	120	65	30	0	0	0	0	310	0		
2,350	2,400	125	65	35	0	0	0	0	320	0		
2,400	2,450	130	70	40	5	0	0	0	330	0		
2,450	2,500	135	75	40	10	0	0	0	340	0		
2,500	2,550	140	80	45	15	0	0	0	360	0		
2,550	2,600	145	85	50	15	0	0	0	370	0		
2,600	2,650	150	90	55	20	0	0	0	380	0		
2,650	2,700	155	95	60	25	0	0	0	390	0		
2,700	2,750	155	95	60	30	0	0	0	400	0		
2,750	2,800	160	100	65	35	0	0	0	420	0		
2,800	2,850	165	105	70	35	5	0	0	430	0		
2,850	2,900	170	110	75	40	5	0	0	440	0		
2,900	2,950	175	115	80	45	10	0	0	460	0		
2,950	3,000	180	120	80	50	15	0	0	470	0		
3,000	3,050	185	125	85	55	20	0	0	490	0		
3,050	3,100	195	130	90	55	25	0	0	500	0		
3,100	3,150	200	135	95	60	30	0	0	520	0		
3,150	3,200	205	140	100	65	30	0	0	530	0		

イ甲 表

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲 扶養親族等の数								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未満	税額								税額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
3,200	3,250	210	150	105	70	35	5	0	550	0		
3,250	3,300	220	155	115	75	40	10	0	560	2		
3,300	3,400	230	160	120	80	50	15	0	580	6		
3,400	3,500	240	170	130	90	55	25	0		14		
3,500	3,600	255	185	145	105	65	35	0		22		
									580円に、そ の日の社会保 険料控除等 後の給与等の 金額のうち 3,300円を 6%に相当する 金額を加算し た金額			
3,600	3,700	265	195	155	115	75	40	10	0	30		
3,700	3,800	280	210	165	125	85	50	15	0	38		
3,800	3,900	290	220	175	135	95	60	25	0	46		
3,900	4,000	305	235	185	145	105	70	35	0	54		
4,000	4,100	320	245	200	155	115	80	45	10	62		
4,100	4,200	335	260	210	165	125	85	55	20	70		
4,200	4,300	345	270	225	180	140	100	60	30	78		
4,300	4,400	360	285	235	190	150	110	70	40	87		
4,400	4,500	375	295	250	205	160	120	80	45	96		
4,500	4,600	390	310	260	215	170	130	90	55	105		
4,600	4,700	405	325	275	230	180	140	100	65	114		
4,700	4,800	420	340	285	240	195	150	110	75	125		
4,800	4,900	435	355	300	255	205	165	125	85	136		
4,900	5,000	450	370	315	265	220	175	135	95	146		
5,000	5,100	465	380	330	280	230	185	145	105	157		
5,100	5,200	480	395	345	290	245	200	155	115	168		
5,200	5,300	500	410	360	305	255	210	165	125	179		
5,300	5,400	515	425	370	320	270	225	175	135	190		
5,400	5,500	530	440	385	335	280	235	190	145	200		
5,500	5,600	545	455	400	350	295	250	200	160	211		
5,600	5,700	565	475	415	360	310	260	215	170	222		
5,700	5,800	580	490	430	375	325	275	225	180	233		
5,800	5,900	595	505	445	390	335	285	240	190	244		
5,900	6,000	615	520	460	405	350	300	250	205	256		
6,000	6,100	635	540	480	420	370	315	265	220	268		
6,100	6,200	655	555	495	435	385	330	280	230	281		
6,200	6,300	675	575	515	455	400	345	290	245	294		
6,300	6,400	695	590	530	470	415	360	305	260	306		
6,400	6,500	715	610	550	490	430	375	320	270	319		
6,500	6,600	735	630	565	505	445	390	335	285	331		
6,600	6,700	755	650	580	520	460	405	350	300	344		
6,700	6,800	775	670	600	540	480	420	365	315	357		
6,800	6,900	795	690	620	555	495	435	380	330	369		
6,900	7,000	815	710	640	575	515	455	400	345	382		
7,000	7,100	835	730	660	590	530	470	415	360	394		
7,100	7,200	855	750	680	610	545	485	430	375	407		
7,200	7,300	880	770	700	630	565	505	445	390	421		
7,300	7,400	900	790	720	650	580	520	460	405	436		
7,400	7,500	925	810	740	670	600	540	480	420	450		
7,500	7,600	945	830	760	690	620	555	495	435	464		
7,600	7,700	970	850	780	710	640	575	515	450	479		
7,700	7,800	990	870	800	730	660	590	530	470	493		
7,800	7,900	1,015	895	820	750	680	610	545	485	508		
7,900	8,000	1,035	915	840	770	700	630	565	505	522		
8,000	8,100	1,060	940	860	790	720	650	580	520	537		

イ甲 表

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙	丙		
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人					
以上	未満	税額									税額	税額		
昭和四十五年一月二十四日		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
8,100	8,200	1,085	965	885	810	740	670	600	540	552				
8,200	8,300	1,105	985	905	830	760	690	620	555	567				
8,300	8,400	1,130	1,010	930	850	780	710	640	570	582				
8,400	8,500	1,150	1,030	950	870	800	730	660	590	598				
8,500	8,600	1,175	1,055	975	895	820	750	680	610	615				
8,600	8,700	1,195	1,075	995	915	840	770	700	630	633				
8,700	8,800	1,220	1,100	1,020	940	860	790	720	650	650				
8,800	8,900	1,245	1,125	1,040	960	880	810	740	670	667				
8,900	9,000	1,270	1,145	1,065	985	905	830	760	690	684				
9,000	9,100	1,300	1,170	1,090	1,010	930	850	780	710	701				
9,100	9,200	1,325	1,190	1,110	1,030	950	870	800	730	718				
9,200	9,300	1,350	1,215	1,135	1,055	975	895	820	750	735				
9,300	9,400	1,375	1,240	1,155	1,075	995	915	840	770	752				
9,400	9,500	1,400	1,265	1,180	1,100	1,020	940	860	790	769				
9,500	9,600	1,425	1,290	1,200	1,120	1,040	960	880	810	786				
9,600	9,700	1,450	1,315	1,225	1,145	1,065	985	905	830	804				
9,700	9,800	1,475	1,340	1,250	1,170	1,085	1,005	925	850	824				
9,800	9,900	1,505	1,370	1,280	1,190	1,110	1,030	950	870	844				
9,900	10,000	1,530	1,395	1,305	1,215	1,135	1,055	975	890	864				
										884				
10,000円		1,540	1,405	1,315	1,225	1,145	1,065	985	905					
10,000円をこえ 10,500円に満たない い金額		10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち10,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額									884 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち10,000 円をこえる 金額の21% に相当する 金額を加算 した金額			
10,500円		1,675	1,540	1,450	1,360	1,280	1,200	1,120	1,040		989			
10,500円をこえ 12,000円に満たない い金額		10,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち10,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									989 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち10,500 円をこえる 金額の24% に相当する 金額を加算 した金額			
12,000円		2,125	1,990	1,900	1,810	1,730	1,650	1,570	1,490					
12,000円をこえ 13,000円に満たない い金額		12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち12,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額												

イ甲 表

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上未満	税額								税額	税額		
13,000円	円 2,465	円 2,330	円 2,240	円 2,150	円 2,070	円 1,990	円 1,910	円 1,830	円 1,589	1,589円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額		
13,000円をこえ 15,500円に満たない金額	13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額											
15,500円	円 3,415	円 3,280	円 3,190	円 3,100	円 3,020	円 2,940	円 2,860	円 2,780	円 2,264	2,264円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額		
15,500円をこえ 18,500円に満たない金額	15,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額											
18,500円	円 4,875	円 4,540	円 4,450	円 4,360	円 4,280	円 4,200	円 4,120	円 4,040				
18,500円をこえ 24,000円に満たない金額	18,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額											
24,000円	円 7,205	円 7,070	円 6,980	円 6,890	円 6,810	円 6,730	円 6,650	円 6,570	円 12,770	12,770円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち24,000円をこえる金額の65%に相当する金額を加算した金額		
24,000円をこえ 29,500円に満たない金額	24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち24,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											
29,500円	円 9,955	円 9,820	円 9,730	円 9,640	円 9,560	円 9,480	円 9,400	円 9,320				
29,500円をこえ 57,500円に満たない金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											

イ甲 表

(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	印								乙	丙								
	扶養親族等の数																	
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人										
以上 未満	税額								税額	税額								
57,500円	25,355	25,220	25,130	25,040	24,960	24,880	24,800	24,720										
57,500円をこえる金額	57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額																	
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額																		
従たる給与についての扶養親族等申告書が提出されている場合は、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																		

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号まで(定義)に規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除対象配偶者若しくは扶養親族をいう。
- (二) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。
- (三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
- (四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。
- (五) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、法第百九十五条第四項(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
 (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額が、その求める税額である。
 (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、
 (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに40円を控除した金額)が、その求める税額である。
 (2) 日雇労働者の受ける給与等(法第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ乙 表

(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
1,350	円未満	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0
1,350	1,400	5	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	10	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	10	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	15	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	20	0	0	0	0	0	0
1,600	1,650	25	0	0	0	0	0	0
1,650	1,700	30	0	0	0	0	0	0
1,700	1,750	30	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	35	5	0	0	0	0	0
1,800	1,850	40	5	0	0	0	0	0
1,850	1,900	45	10	0	0	0	0	0
1,900	1,950	50	15	0	0	0	0	0
1,950	2,000	50	20	0	0	0	0	0
2,000	2,050	55	25	0	0	0	0	0
2,050	2,100	60	25	0	0	0	0	0
2,100	2,150	65	30	0	0	0	0	0
2,150	2,200	70	35	0	0	0	0	0
2,200	2,250	70	40	5	0	0	0	0
2,250	2,300	75	45	10	0	0	0	0
2,300	2,350	80	45	15	0	0	0	0
2,350	2,400	85	50	15	0	0	0	0
2,400	2,450	90	55	20	0	0	0	0
2,450	2,500	95	60	25	0	0	0	0
2,500	2,550	100	65	30	0	0	0	0
2,550	2,600	105	65	35	0	0	0	0
2,600	2,650	110	70	35	5	0	0	0
2,650	2,700	115	75	40	10	0	0	0
2,700	2,750	115	80	45	10	0	0	0
2,750	2,800	120	85	50	15	0	0	0
2,800	2,850	125	85	55	20	0	0	0
2,850	2,900	130	90	55	25	0	0	0
2,900	2,950	135	95	60	30	0	0	0
2,950	3,000	140	100	65	30	0	0	0
3,000	3,050	145	105	70	35	0	0	0
3,050	3,100	150	110	75	40	5	0	0
3,100	3,150	155	115	80	45	10	0	0
3,150	3,200	160	120	80	50	15	0	0
3,200	3,250	165	125	85	55	20	0	0
3,250	3,300	175	135	95	60	25	0	0
3,300	3,400	180	140	100	65	30	0	0
3,400	3,500	195	150	110	75	40	5	0
3,500	3,600	205	165	120	85	50	15	0
3,600	3,700	220	175	135	95	60	25	0
3,700	3,800	230	185	145	105	65	35	0
3,800	3,900	245	195	155	115	75	45	10

口乙 表

(二)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以 上	未 満	税額						
3,900	4,000	255	210	165	126	85	50	20
4,000	4,100	270	225	175	135	95	60	30
4,100	4,200	280	235	190	145	105	70	35
4,200	4,300	295	250	200	160	120	80	45
4,300	4,400	310	260	215	170	130	90	55
4,400	4,500	325	275	225	180	140	100	65
4,500	4,600	335	285	240	190	150	110	75
4,600	4,700	350	300	250	205	160	120	80
4,700	4,800	365	310	265	215	170	130	90
4,800	4,900	380	325	275	230	185	145	105
4,900	5,000	395	340	290	240	195	155	115
5,000	5,100	410	355	300	255	210	165	125
5,100	5,200	425	370	315	270	220	175	135
5,200	5,300	440	385	330	280	235	185	145
5,300	5,400	455	400	345	295	245	200	155
5,400	5,500	470	415	360	305	260	210	165
5,500	5,600	485	430	375	320	270	225	180
5,600	5,700	505	445	390	335	285	235	190
5,700	5,800	520	460	405	350	295	250	205
5,800	5,900	535	475	415	365	310	260	215
5,900	6,000	550	490	430	380	325	275	230
6,000	6,100	570	510	450	395	340	290	240
6,100	6,200	585	525	465	410	355	305	255
6,200	6,300	605	545	485	425	370	320	270
6,300	6,400	625	560	500	440	385	335	280
6,400	6,500	645	580	520	455	400	350	295
6,500	6,600	665	595	535	475	415	365	310
6,600	6,700	685	615	550	490	430	380	325
6,700	6,800	705	635	570	510	450	395	340
6,800	6,900	725	655	585	525	465	410	355
6,900	7,000	745	675	605	545	485	425	370
7,000	7,100	765	695	625	560	500	440	385
7,100	7,200	785	715	645	575	515	455	400
7,200	7,300	805	735	665	595	535	475	415
7,300	7,400	825	755	685	615	550	490	430
7,400	7,500	845	775	705	635	570	510	450
7,500	7,600	865	795	725	655	585	525	465
7,600	7,700	890	815	745	675	605	540	480
7,700	7,800	910	835	765	695	625	560	500
7,800	7,900	935	855	785	715	645	575	515
7,900	8,000	955	875	805	735	665	595	535
8,000	8,100	980	900	825	755	685	615	560
8,100	8,200	1,005	925	845	775	705	635	570
8,200	8,300	1,025	945	865	795	725	665	585
8,300	8,400	1,050	970	890	815	745	675	605

口乙 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
8,400	8,500	1,070	990	910	835	765	695	625
8,500	8,600	1,095	1,015	935	855	785	715	645
8,600	8,700	1,115	1,035	955	875	805	735	665
8,700	8,800	1,140	1,060	980	900	825	755	685
8,800	8,900	1,160	1,080	1,000	920	845	775	705
8,900	9,000	1,185	1,105	1,025	945	865	795	725
9,000	9,100	1,210	1,130	1,050	970	885	815	745
9,100	9,200	1,235	1,150	1,070	990	910	835	765
9,200	9,300	1,260	1,175	1,095	1,015	935	855	785
9,300	9,400	1,285	1,195	1,115	1,035	955	875	805
9,400	9,500	1,310	1,220	1,140	1,060	980	900	825
9,500	9,600	1,335	1,245	1,160	1,080	1,000	920	845
9,600	9,700	1,360	1,270	1,185	1,105	1,025	945	865
9,700	9,800	1,385	1,295	1,205	1,125	1,045	965	885
9,800	9,900	1,415	1,320	1,230	1,150	1,070	990	910
9,900	10,000	1,440	1,350	1,260	1,175	1,095	1,010	980
10,000 円		1,450	1,360	1,270	1,185	1,105	1,025	945
10,000 円をこえ 10,500 円に満た ない金額		10,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 10,000 円 をこえる金額の 27% に相当する金額を加算した金額						
10,500 円		1,585	1,495	1,405	1,320	1,240	1,160	1,080
10,500 円をこえ 12,000 円に満た ない金額		10,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 10,500 円 をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額						
12,000 円		2,035	1,945	1,855	1,770	1,690	1,610	1,530
12,000 円をこえ 13,000 円に満た ない金額		12,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 12,000 円 をこえる金額の 34% に相当する金額を加算した金額						
13,000 円		2,375	2,285	2,195	2,110	2,030	1,950	1,870
13,000 円をこえ 15,500 円に満た ない金額		13,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 13,000 円 をこえる金額の 38% に相当する金額を加算した金額						
15,500 円		3,325	3,235	3,145	3,060	2,980	2,900	2,820
15,500 円をこえ 18,500 円に満た ない金額		15,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 15,500 円 をこえる金額の 42% に相当する金額を加算した金額						
18,500 円		4,585	4,495	4,405	4,320	4,240	4,160	4,080
18,500 円をこえ 24,000 円に満た ない金額		18,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 18,500 円 をこえる金額の 46% に相当する金額を加算した金額						

ロ乙 表

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
24,000円	7,115円	7,025円	6,935円	6,850円	6,770円	6,690円	6,610円
24,000円をこえ 29,500円に満た ない金額	24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち24,000円 をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						
29,500円	9,865円	9,775円	9,685円	9,600円	9,520円	9,440円	9,360円
29,500円をこえ 57,500円に満た ない金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円 をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
57,500円	25,265円	25,175円	25,085円	25,000円	24,920円	24,840円	24,760円
57,500円をこえ る金額	57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,500円 をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額							

(注)

(1) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

(1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者

(2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(2) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号までに規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除対象配偶者若しくは扶養親族をいう。

(2) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。

(3) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(1) (注)の(1)に掲げる居住者については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに40円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの1に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうち障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(2) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(2)により求めた金額が、その求める税額である。

等の数										乙	
4人		5人		6人		7人以上				前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
除後の給与等の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
65	69	73	78	82	88	91	97				
69	74	78	84	88	94	97	104				
74	80	84	91	94	101	104	111				
80	96	91	105	101	115	111	124				
96	122	105	130	115	138	124	145				
122	143	130	150	138	158	145	166				
143	163	150	170	158	179	166	187				
163	182	170	191	179	200	187	209				
182	204	191	213	200	222	209	231				
204	230	213	239	222	247	231	254			70	110
230	255	239	263	247	270	254	277				
255	275	263	282	270	289	277	295				
275	295	282	302	289	309	295	317				
295	313	302	320	309	328	317	336				
313	330	320	338	328	346	336	354			110	140
330	363	338	371	346	380	354	389				
363	401	371	409	380	418	389	426				
401	453	409	461	418	469	426	477			140	170
453	512	461	521	469	530	477	539				
512	600	521	609	530	618	539	626			170	240
600	712	609	720	618	729	626	737				
712	935	720	945	729	955	737	965			240	300
935	1,768	945	1,778	955	1,788	965	1,798			300	570
1,768	3,435	1,778	3,445	1,788	3,455	1,798	3,465			570	1,110
3,435千円以上		3,445千円以上		3,455千円以上		3,465千円以上		1,110千円以上			

条第一項第二十八号又は第三十号から第三十四号まで(定義)に規定する障害者又は老年者、寡婦、勤労学生、控除

給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

申告書)に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。

額から控除される社会保険料の金額(以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。)を控除した金額を
保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
である。

する旨の記載があるとき(当該勤労学生が法第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書
き)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族
それぞれ扶養親族等の数とする。
た居住者を含む。)については、(例に該当する場合を除き、

である。

合又はその賞与の金額(当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中
表によらず、第三条(給与等に係る源泉徴収の特例)の規定により読み替えられた法第百八十六条第一項第一号若
るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額か
は当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第三 昭和45年4月の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞 金 乗 き 率 の に べ	扶 養 親 族									
	0 人		1 人		2 人		3 人		人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	千円 21千円未満	千円 35千円未満	千円 45千円未満	千円 55千円未満						
2	21	22	35	38	45	49	55	59		
4	22	24	38	41	49	53	59	64		
6	24	42	41	56	53	65	64	70		
8	42	68	56	75	65	81	70	88		
10	68	84	75	94	81	104	88	114		
12	84	106	94	120	104	129	114	136		
14	106	129	120	140	129	147	136	155		
16	129	145	140	157	147	165	155	173		
18	145	166	157	178	165	187	173	195		
20	166	192	178	205	187	213	195	222		
22	192	215	205	229	213	239	222	248		
24	215	242	229	254	239	261	248	268		
26	242	261	254	272	261	280	268	287		
28	261	281	272	292	280	299	287	306		
30	281	296	292	308	299	315	306	323		
32	296	326	308	337	315	345	323	354		
35	326	363	337	376	345	384	354	392		
38	363	417	376	429	384	437	392	445		
41	417	470	429	484	437	493	445	502		
44	470	564	484	576	493	584	502	591		
47	564	675	576	687	584	695	591	704		
50	675	890	687	905	695	915	704	925		
55	890	1,723	905	1,738	915	1,748	925	1,758		
60	1,723	3,390	1,738	3,405	1,748	3,415	1,758	3,425		
65	3,390千円以上		3,405千円以上		3,415千円以上		3,425千円以上			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「障害者」又は「老年者」、「寡婦」、「勤労学生」、「控除対象配偶者」若しくは「扶養親族」とは、それぞれ法第二対象配偶者若しくは扶養親族をいう。

(二) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいふ。

(四)「給与所得者」の扶養控除等申告書とは、法第百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する
(五)「従たる給与についての扶養控除等申告書」とは、法第百九十五条第四項(従たる給与についての扶養控除等

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 紹介所得者の扶養控除等の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ)の金額から、その給与等の金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会手当」欄と(2)により求めた行と「貢与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている事が、その求める事実である。

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたと等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出書の提出があつたる給与についての扶養控除等申告書の提出を求める。(従たる給与等の金額を控除した金額を譲り受けたる行を求める。)

(2) (1)により前月中の給与等の金額がなく、(3)に記載されている保険料の額を下限とする。
前月の仕事休暇料は、前月の給与等の金額に乘じて「べき率」欄との交換するところである。

別表第四 昭和45年4月の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000円未満	4,000円未満	0	90,000円	92,000円	4,500円	234,000円	238,000円	11,700円
2,000	4,000	100	92,000	94,000	4,600	238,000	242,000	11,900
4,000	6,000	200	94,000	96,000	4,700	242,000	246,000	12,100
6,000	8,000	300	96,000	98,000	4,800	246,000	250,000	12,300
8,000	10,000	400	98,000	100,000	4,900	250,000	254,000	12,500
10,000	12,000	500	100,000	102,000	5,000	254,000	258,000	12,700
12,000	14,000	600	102,000	104,000	5,100	258,000	262,000	12,900
14,000	16,000	700	104,000	106,000	5,200	262,000	266,000	13,100
16,000	18,000	800	106,000	108,000	5,300	266,000	270,000	13,300
18,000	20,000	900	108,000	110,000	5,400	270,000	274,000	13,500
20,000	22,000	1,000	110,000	112,000	5,500	274,000	278,000	13,700
22,000	24,000	1,100	112,000	114,000	5,600	278,000	282,000	13,900
24,000	26,000	1,200	114,000	116,000	5,700	282,000	286,000	14,100
26,000	28,000	1,300	116,000	118,000	5,800	286,000	290,000	14,300
28,000	30,000	1,400	118,000	120,000	5,900	290,000	294,000	14,500
30,000	32,000	1,500	120,000	122,000	6,000	294,000	298,000	14,700
32,000	34,000	1,600	122,000	124,000	6,100	298,000	302,000	14,900
34,000	36,000	1,700	124,000	126,000	6,200	302,000	306,000	15,100
36,000	38,000	1,800	126,000	130,000	6,300	306,000	310,000	15,300
38,000	40,000	1,900	130,000	134,000	6,500	310,000	314,000	15,500
40,000	42,000	2,000	134,000	138,000	6,700	314,000	318,000	15,700
42,000	44,000	2,100	138,000	142,000	6,900	318,000	322,000	15,900
44,000	46,000	2,200	142,000	146,000	7,100	322,000	326,000	16,100
46,000	48,000	2,300	146,000	150,000	7,300	326,000	330,000	16,300
48,000	50,000	2,400	150,000	154,000	7,500	330,000	334,000	16,500
50,000	52,000	2,500	154,000	158,000	7,700	334,000	338,000	16,700
52,000	54,000	2,600	158,000	162,000	7,900	338,000	342,000	16,900
54,000	56,000	2,700	162,000	166,000	8,100	342,000	346,000	17,100
56,000	58,000	2,800	166,000	170,000	8,300	346,000	350,000	17,300
58,000	60,000	2,900	170,000	174,000	8,500	350,000	354,000	17,500
60,000	62,000	3,000	174,000	178,000	8,700	354,000	358,000	17,700
62,000	64,000	3,100	178,000	182,000	8,900	358,000	362,000	17,900
64,000	66,000	3,200	182,000	186,000	9,100	362,000	366,000	18,100
66,000	68,000	3,300	186,000	190,000	9,300	366,000	370,000	18,300
68,000	70,000	3,400	190,000	194,000	9,500	370,000	374,000	18,500
70,000	72,000	3,500	194,000	198,000	9,700	374,000	378,000	18,700
72,000	74,000	3,600	198,000	202,000	9,900	378,000	382,000	18,900
74,000	76,000	3,700	202,000	206,000	10,100	382,000	386,000	19,100
76,000	78,000	3,800	206,000	210,000	10,300	386,000	390,000	19,300
78,000	80,000	3,900	210,000	214,000	10,500	390,000	396,000	19,500
80,000	82,000	4,000	214,000	218,000	10,700	396,000	402,000	19,800
82,000	84,000	4,100	218,000	222,000	10,900	402,000	408,000	20,100
84,000	86,000	4,200	222,000	226,000	11,100	408,000	414,000	20,400
86,000	88,000	4,300	226,000	230,000	11,300	414,000	420,000	20,700
88,000	90,000	4,400	230,000	234,000	11,500	420,000	426,000	21,000

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以	上	未	以	上	未	以	上	未	以	上	未
昭和四十五年一月二十四日	【参議院】		円	円	円	円	円	円	円	円	円
426,000	432,000	21,800	696,000	702,000	36,000	1,028,000	1,036,000	56,700			
432,000	438,000	21,600	702,000	708,000	36,300	1,036,000	1,044,000	57,200			
438,000	444,000	21,900	708,000	714,000	36,700	1,044,000	1,052,000	57,700			
444,000	450,000	22,200	714,000	720,000	37,100	1,052,000	1,060,000	58,200			
450,000	456,000	22,500	720,000	726,000	37,500	1,060,000	1,068,000	58,700			
456,000	462,000	22,800	726,000	732,000	37,800	1,068,000	1,076,000	59,200			
462,000	468,000	23,100	732,000	738,000	38,200	1,076,000	1,084,000	59,700			
468,000	474,000	23,400	738,000	744,000	38,600	1,084,000	1,092,000	60,200			
474,000	480,000	23,700	744,000	750,000	39,000	1,092,000	1,100,000	60,700			
480,000	486,000	24,000	750,000	756,000	39,300	1,100,000	1,108,000	61,200			
486,000	492,000	24,300	756,000	762,000	39,700	1,108,000	1,116,000	61,700			
492,000	498,000	24,600	762,000	768,000	40,100	1,116,000	1,124,000	62,200			
498,000	504,000	24,900	768,000	774,000	40,500	1,124,000	1,132,000	62,700			
504,000	510,000	25,200	774,000	780,000	40,800	1,132,000	1,140,000	63,200			
510,000	516,000	25,500	780,000	788,000	41,200	1,140,000	1,148,000	63,700			
516,000	522,000	25,800	788,000	796,000	41,700	1,148,000	1,156,000	64,200			
522,000	528,000	26,100	796,000	804,000	42,200	1,156,000	1,164,000	64,700			
528,000	534,000	26,400	804,000	812,000	42,700	1,164,000	1,172,000	65,200			
534,000	540,000	26,700	812,000	820,000	43,200	1,172,000	1,180,000	65,700			
540,000	546,000	27,000	820,000	828,000	43,700	1,180,000	1,188,000	66,200			
546,000	552,000	27,300	828,000	836,000	44,200	1,188,000	1,196,000	66,700			
552,000	558,000	27,600	836,000	844,000	44,700	1,196,000	1,204,000	67,200			
558,000	564,000	27,900	844,000	852,000	45,200	1,204,000	1,212,000	67,700			
564,000	570,000	28,200	852,000	860,000	45,700	1,212,000	1,220,000	68,400			
570,000	576,000	28,500	860,000	868,000	46,200	1,220,000	1,228,000	69,000			
576,000	582,000	28,800	868,000	876,000	46,700	1,228,000	1,236,000	69,600			
582,000	588,000	29,100	876,000	884,000	47,200	1,236,000	1,244,000	70,200			
588,000	594,000	29,400	884,000	892,000	47,700	1,244,000	1,252,000	70,800			
594,000	600,000	29,700	892,000	900,000	48,200	1,252,000	1,260,000	71,400			
600,000	606,000	30,000	900,000	908,000	48,700	1,260,000	1,268,000	72,000			
606,000	612,000	30,300	908,000	916,000	49,200	1,268,000	1,276,000	72,600			
612,000	618,000	30,700	916,000	924,000	49,700	1,276,000	1,284,000	73,200			
618,000	624,000	31,100	924,000	932,000	50,200	1,284,000	1,292,000	73,800			
624,000	630,000	31,500	932,000	940,000	50,700	1,292,000	1,300,000	74,400			
630,000	636,000	31,800	940,000	948,000	51,200	1,300,000	1,310,000	75,000			
636,000	642,000	32,200	948,000	956,000	51,700	1,310,000	1,320,000	75,700			
642,000	648,000	32,600	956,000	964,000	52,200	1,320,000	1,330,000	76,500			
648,000	654,000	33,000	964,000	972,000	52,700	1,330,000	1,340,000	77,200			
654,000	660,000	33,300	972,000	980,000	53,200	1,340,000	1,350,000	78,000			
660,000	666,000	33,700	980,000	988,000	53,700	1,350,000	1,360,000	78,700			
666,000	672,000	34,100	988,000	996,000	54,200	1,360,000	1,370,000	79,500			
672,000	678,000	34,500	996,000	1,004,000	54,700	1,370,000	1,380,000	80,200			
678,000	684,000	34,800	1,004,000	1,012,000	55,200	1,380,000	1,390,000	81,000			
684,000	690,000	35,200	1,012,000	1,020,000	55,700	1,390,000	1,400,000	81,700			
690,000	696,000	35,600	1,020,000	1,028,000	56,200	1,400,000	1,410,000	82,500			

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,410,000	1,420,000	83,200	1,860,000	1,870,000	117,400	2,310,000	2,320,000	156,100
1,420,000	1,430,000	84,000	1,870,000	1,880,000	118,200	2,320,000	2,330,000	157,000
1,430,000	1,440,000	84,700	1,880,000	1,890,000	119,100	2,330,000	2,340,000	157,800
1,440,000	1,450,000	85,500	1,890,000	1,900,000	119,900	2,340,000	2,350,000	158,700
1,450,000	1,460,000	86,200	1,900,000	1,910,000	120,700	2,350,000	2,360,000	159,600
1,460,000	1,470,000	87,000	1,910,000	1,920,000	121,500	2,360,000	2,370,000	160,500
1,470,000	1,480,000	87,700	1,920,000	1,930,000	122,400	2,370,000	2,380,000	161,300
1,480,000	1,490,000	88,500	1,930,000	1,940,000	123,200	2,380,000	2,390,000	162,200
1,490,000	1,500,000	89,200	1,940,000	1,950,000	124,000	2,390,000	2,400,000	163,100
1,500,000	1,510,000	90,000	1,950,000	1,960,000	124,800	2,400,000	2,410,000	164,000
1,510,000	1,520,000	90,700	1,960,000	1,970,000	125,700	2,410,000	2,420,000	164,900
1,520,000	1,530,000	91,500	1,970,000	1,980,000	126,500	2,420,000	2,430,000	165,800
1,530,000	1,540,000	92,200	1,980,000	1,990,000	127,300	2,430,000	2,440,000	166,800
1,540,000	1,550,000	93,000	1,990,000	2,000,000	128,100	2,440,000	2,450,000	167,800
1,550,000	1,560,000	93,700	2,000,000	2,010,000	129,000	2,450,000	2,460,000	168,700
1,560,000	1,570,000	94,500	2,010,000	2,020,000	129,800	2,460,000	2,470,000	169,700
1,570,000	1,580,000	95,200	2,020,000	2,030,000	130,700	2,470,000	2,480,000	170,600
1,580,000	1,590,000	96,000	2,030,000	2,040,000	131,600	2,480,000	2,490,000	171,600
1,590,000	1,600,000	96,700	2,040,000	2,050,000	132,500	2,490,000	2,500,000	172,500
1,600,000	1,610,000	97,500	2,050,000	2,060,000	133,300	2,500,000	2,510,000	173,500
1,610,000	1,620,000	98,200	2,060,000	2,070,000	134,200	2,510,000	2,520,000	174,400
1,620,000	1,630,000	99,000	2,070,000	2,080,000	135,100	2,520,000	2,530,000	175,400
1,630,000	1,640,000	99,700	2,080,000	2,090,000	136,000	2,530,000	2,540,000	176,300
1,640,000	1,650,000	100,500	2,090,000	2,100,000	136,800	2,540,000	2,550,000	177,300
1,650,000	1,660,000	101,200	2,100,000	2,110,000	137,700	2,550,000	2,560,000	178,200
1,660,000	1,670,000	102,000	2,110,000	2,120,000	138,600	2,560,000	2,570,000	179,200
1,670,000	1,680,000	102,700	2,120,000	2,130,000	139,500	2,570,000	2,580,000	180,100
1,680,000	1,690,000	103,500	2,130,000	2,140,000	140,300	2,580,000	2,590,000	181,100
1,690,000	1,700,000	104,200	2,140,000	2,150,000	141,200	2,590,000	2,600,000	182,000
1,700,000	1,710,000	105,000	2,150,000	2,160,000	142,100	2,600,000	2,610,000	183,000
1,710,000	1,720,000	105,700	2,160,000	2,170,000	143,000	2,610,000	2,620,000	183,900
1,720,000	1,730,000	106,500	2,170,000	2,180,000	143,800	2,620,000	2,630,000	184,900
1,730,000	1,740,000	107,200	2,180,000	2,190,000	144,700	2,630,000	2,640,000	185,800
1,740,000	1,750,000	108,000	2,190,000	2,200,000	145,600	2,640,000	2,650,000	186,800
1,750,000	1,760,000	108,700	2,200,000	2,210,000	146,500	2,650,000	2,660,000	187,700
1,760,000	1,770,000	109,500	2,210,000	2,220,000	147,300	2,660,000	2,670,000	188,700
1,770,000	1,780,000	110,200	2,220,000	2,230,000	148,200	2,670,000	2,680,000	189,600
1,780,000	1,790,000	111,000	2,230,000	2,240,000	149,100	2,680,000	2,690,000	190,600
1,790,000	1,800,000	111,700	2,240,000	2,250,000	150,000	2,690,000	2,700,000	191,500
1,800,000	1,810,000	112,500	2,250,000	2,260,000	150,800	2,700,000	2,710,000	192,500
1,810,000	1,820,000	113,300	2,260,000	2,270,000	151,700	2,710,000	2,720,000	193,400
1,820,000	1,830,000	114,100	2,270,000	2,280,000	152,600	2,720,000	2,730,000	194,400
1,830,000	1,840,000	114,900	2,280,000	2,290,000	153,500	2,730,000	2,740,000	195,300
1,840,000	1,850,000	115,800	2,290,000	2,300,000	154,300	2,740,000	2,750,000	196,300
1,850,000	1,860,000	116,600	2,300,000	2,310,000	155,200	2,750,000	2,760,000	197,200

(四)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,760,000	2,770,000	198,200	3,210,000	3,220,000	244,300	3,660,000	3,670,000	294,200
2,770,000	2,780,000	199,100	3,220,000	3,230,000	245,400	3,670,000	3,680,000	295,300
2,780,000	2,790,000	200,100	3,230,000	3,240,000	246,500	3,680,000	3,690,000	296,400
2,790,000	2,800,000	201,100	3,240,000	3,250,000	247,600	3,690,000	3,700,000	297,500
2,800,000	2,810,000	202,000	3,250,000	3,260,000	248,700	3,700,000	3,710,000	298,700
昭和四十五年二月二十四日								
2,810,000	2,820,000	202,900	3,260,000	3,270,000	249,800	3,710,000	3,720,000	299,800
2,820,000	2,830,000	203,900	3,270,000	3,280,000	250,900	3,720,000	3,730,000	300,900
2,830,000	2,840,000	204,800	3,280,000	3,290,000	252,000	3,730,000	3,740,000	302,000
2,840,000	2,850,000	205,800	3,290,000	3,300,000	253,100	3,740,000	3,750,000	303,100
2,850,000	2,860,000	206,700	3,300,000	3,310,000	254,200	3,750,000	3,760,000	304,200
【参議院】								
2,860,000	2,870,000	207,700	3,310,000	3,320,000	255,400	3,760,000	3,770,000	305,300
2,870,000	2,880,000	208,600	3,320,000	3,330,000	256,500	3,770,000	3,780,000	306,400
2,880,000	2,890,000	209,600	3,330,000	3,340,000	257,600	3,780,000	3,790,000	307,500
2,890,000	2,900,000	210,500	3,340,000	3,350,000	258,700	3,790,000	3,800,000	308,600
2,900,000	2,910,000	211,500	3,350,000	3,360,000	259,800	3,800,000	3,810,000	309,800
2,910,000	2,920,000	212,400	3,360,000	3,370,000	260,900	3,810,000	3,820,000	310,900
2,920,000	2,930,000	213,400	3,370,000	3,380,000	262,000	3,820,000	3,830,000	312,000
2,930,000	2,940,000	214,300	3,380,000	3,390,000	263,100	3,830,000	3,840,000	313,100
2,940,000	2,950,000	215,300	3,390,000	3,400,000	264,200	3,840,000	3,850,000	314,200
2,950,000	2,960,000	216,200	3,400,000	3,410,000	265,400	3,850,000	3,860,000	315,300
2,960,000	2,970,000	217,200	3,410,000	3,420,000	266,500	3,860,000	3,870,000	316,400
2,970,000	2,980,000	218,100	3,420,000	3,430,000	267,600	3,870,000	3,880,000	317,500
2,980,000	2,990,000	219,100	3,430,000	3,440,000	268,700	3,880,000	3,890,000	318,600
2,990,000	3,000,000	220,000	3,440,000	3,450,000	269,800	3,890,000	3,900,000	319,700
3,000,000	3,010,000	221,000	3,450,000	3,460,000	270,900	3,900,000	3,910,000	320,900
3,010,000	3,020,000	222,100	3,460,000	3,470,000	272,000	3,910,000	3,920,000	322,000
3,020,000	3,030,000	223,200	3,470,000	3,480,000	273,100	3,920,000	3,930,000	323,100
3,030,000	3,040,000	224,300	3,480,000	3,490,000	274,200	3,930,000	3,940,000	324,200
3,040,000	3,050,000	225,400	3,490,000	3,500,000	275,300	3,940,000	3,950,000	325,300
3,050,000	3,060,000	226,500	3,500,000	3,510,000	276,500	3,950,000	3,960,000	326,400
3,060,000	3,070,000	227,600	3,510,000	3,520,000	277,600	3,960,000	3,970,000	327,500
3,070,000	3,080,000	228,700	3,520,000	3,530,000	278,700	3,970,000	3,980,000	328,600
3,080,000	3,090,000	229,800	3,530,000	3,540,000	279,800	3,980,000	3,990,000	329,700
3,090,000	3,100,000	230,900	3,540,000	3,550,000	280,900	3,990,000	4,000,000	330,800
3,100,000	3,110,000	232,100	3,550,000	3,560,000	282,000			
3,110,000	3,120,000	233,200	3,560,000	3,570,000	283,100	4,000,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.75%を乗じて算出した金額から178,000円を控除した金額
3,120,000	3,130,000	234,300	3,570,000	3,580,000	284,200			
3,130,000	3,140,000	235,400	3,580,000	3,590,000	285,300			
3,140,000	3,150,000	236,500	3,590,000	3,600,000	286,400			
3,150,000	3,160,000	237,600	3,600,000	3,610,000	287,600			
3,160,000	3,170,000	238,700	3,610,000	3,620,000	288,700	5,000,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に14.35%を乗じて算出した金額から258,000円を控除した金額
3,170,000	3,180,000	239,800	3,620,000	3,630,000	289,800			
3,180,000	3,190,000	240,900	3,630,000	3,640,000	290,900			
3,190,000	3,200,000	242,000	3,640,000	3,650,000	292,000			
3,200,000	3,210,000	243,200	3,650,000	3,660,000	293,100			

(五)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 6,000,000	円 7,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に16%を乗じて算出した金額から357,000円を控除した金額	円 14,000,000	円 16,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から1,072,000円を控除した金額	円 80,000,000	円 90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から4,892,000円を控除した金額
7,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から452,000円を控除した金額	16,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から1,312,000円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に38.1%を乗じて算出した金額から5,232,000円を控除した金額
8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19.5%を乗じて算出した金額から622,000円を控除した金額	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,812,000円を控除した金額	120,000,000	130,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から7,612,000円を控除した金額
10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21.5%を乗じて算出した金額から822,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,812,000円を控除した金額	130,000,000	160,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35.6%を乗じて算出した金額から8,292,000円を控除した金額
12,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23%を乗じて算出した金額から1,002,000円を控除した金額	60,000,000	80,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30.6%を乗じて算出した金額から3,172,000円を控除した金額	160,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から11,332,000円を控除した金額

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から法第二百一条第二項(退職所得に係る微収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から法別表第八の附表により法第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

二月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、自動車に対する新税創設等反対に関する請

願(第一八二号)

一、貴石、貴金属製品等第一種物品税撤廃等に

関する請願(第二一五号)

自動車に対する新税創設等反対に関する請

願(第一八二号)

自動車に対する新税創設等反対に関する請

願(第一八二号)

自動車に対する新税創設等反対に関する請

願(第一八二号)

自動車に対する新税創設等反対に関する請

願(第一八二号)

この請願の趣旨は、第二四四号と同じである。

第二一五号 昭和四十五年二月十二日受理

貴石、貴金属製品等第一種物品税撤廃等に関する請願

諸願者 東京都中央区新富町三ノ八全日本時計貴金属眼鏡小売組合連合会

紹介議員 増原 恵吉君

内 佐川久一

紹介議員 高山 恒雄君

二月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、利率等の表示の年利建て移行に関する法律案

利率等の表示の年利建て移行に関する法律案

(相続税法の一部改正)

第一条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改訂する。

第五十二条第一項中「当該税額百円につき一日二錢」を「年七・三パーセント」に改める。

第五十二条の二第一項中「百円につき一日二錢の割合」を「年七・三パーセント」に、「百

円につき一日一錢五厘の割合」を「年五・四七五パーセント」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第二条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改訂する。

第十九条第五項中「に応じ、百円について一日三錢」を「の日数に応じ、年十・九五パーセント」に改める。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改訂する。

第十五条の九第一項及び第三項中「百円につき一日四錢」を「年十四・六パーセント」に改めること。

第十七条の四第一項中「に応じ、その金額百円につき一日二錢」を「の日数に応じ、その金額百円につき一日二錢」に改める。

第五十六条第二項、第七十二条の四十四第二項、第三百二十一條の二第二項、第三百二十一

条の十二第二項、第三百六十八條第二項、第五

百三十四条第二項及び第六百九十九條の十九第

二項中「に応じ、当該不足税額百円について一日四錢」を「の日数に応じ、年十四・六

パーセント」に、「一日二錢」を「年七・三パーセント」に改める。

(土地取用法の一部改正)

第四条 土地取用法(昭和二十六年法律第一百十

九号)の一部を次のように改訂する。

第九十条の三第三項中「につき、」を「の日

数につき、」に、「百円につき一日五錢」を「年

十八・二五パーセント」に、「百円につき一日三錢」を「年十一・パーセント」に、「百円につき一日一錢七厘」を「年六・二五パーセント」に改める。

(土地取用法の一部改正)

二十六条第一項、第二百八十一条第一項、第三百二十七条第一項、第五百四条第一項、第五百六

十六条第一項、第六百九十条第一項、第七百条

の三十二第一項、第七百一条の十一第一項及び

第七百二十三條第一項中「に応じ、当該金額百円について一日四錢」を「の日数に応じ、年十

四・六パーセント」に、「一日二錢」を「年七・三パーセント」に改める。

第五十条の四中「百円につき一日五錢」を「の

額につき年十八・二五パーセント」に、「期間に

ついて」を「期間の日数に応じて」に改める。

(農地法の一部改正)

第五条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九

号)の一部を次のように改訂する。

第四十一条中「五分五厘」を「五・五パーセント」に改める。

第四十三条第二項中「百円につき一日四錢」を「につき年十四・五パーセント」に改める。

(補助金等による予算の執行の適正化に関する法律の一部改正)

十三第二項、第三百六十九條第一項、第四百五十五條第一項、第五百三十五条第一項及び第五

六百九十九條の二十第一項中「に応じ、当該税

額百円について一日四錢」を「の日数に応じ、年

十四・六パーセント」に、「一日二錢」を「年

七・三パーセント」に改める。

第七十四条の五第一項及び第四百六十九條第

一項中「に応じ、当該税額百円について一日二

錢」を「の日数に応じ、年七・三パーセント」に改める。

(土地取用法の一部改正)

第九十五条第二項、第一百二十五條第二項、第

二百七十七条第二項、第三百二十八條の十第二

項、第四百九十七條第二項、第五百六十五條第

二項、第六百八十七條第二項、第七百条の三十

一第二項、第七百一條の十第二項及び第七百二

十条第二項中「に応じ、当該不足金額百円につ

いて一日四錢」を「の日数に応じ、年十四・六

パーセント」に、「一日二錢」を「年七・三パーセント」に改める。

(土地取用法の一部改正)

第四条 土地取用法(昭和二十六年法律第一百十

九号)の一部を次のように改訂する。

第九十条の三第三項中「につき、」を「の日

数につき、」に、「百円につき一日五錢」を「年

十八・二五パーセント」に、「百円につき一日三錢」を「年十一・パーセント」に、「百円につき一日一錢七厘」を「年六・二五パーセント」に改める。

(土地取用法の一部改正)

二十六条第一項、第二百八十一条第一項、第三百二十七条第一項、第五百四条第一項、第五百六

十六条第一項、第六百九十条第一項、第七百条

の三十二第一項、第七百一条の十一第一項及び

第七百二十三條第一項中「に応じ、当該金額百円

について一日四錢」を「の日数に応じ、年十

四・六パーセント」に、「一日二錢」を「年七・三パーセント」に改める。

第五十条の四中「百円につき一日五錢」を「の

額につき年十八・二五パーセント」に、「期間に

ついて」を「期間の日数に応じて」に改める。

(農地法の一部改正)

第五条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九

号)の一部を次のように改訂する。

第四十一条中「五分五厘」を「五・五パーセント」に改める。

第四十三条第二項中「百円につき一日四錢」を「につき年十四・五パーセント」に改める。

(補助金等による予算の執行の適正化に関する法律の一部改正)

(外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部改正)

(昭和二十八年法律第一号)の一部を次のように改訂する。

第五条第二項中「五分五厘」を「五・五ペー

セント」に、「六分」を「六パーセント」に改め

る。

第六条 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法

(昭和二十八年法律第一号)の一部を次のように改訂する。

第五条第二項中「五分五厘」を「五・五ペー

セント」に、「六分」を「六パーセント」に改め

る。

第七条 農地法(昭和二十九年法律第六十一号)

の一部を次のように改訂する。

第十二条第一項中「百円につき一日二錢」を「年七・三パーセント」に改めること。

第十三条第二項中「百円につき一日四錢」を「につき年十四・五パーセント」に改める。

(關稅法の一部改正)

第十二条第一項中「百円につき一日二錢」を「年七・三パーセント」に改めること。

第十三条第二項中「期間」を「期間の日数」

に、「百円につき一日二錢」を「年七・三パーセント」に改める。

(第六条 土地取用法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改訂する。

第十二条第一項中「百円につき一日二錢」を「年七・三パーセント」に改めること。

第十三条第二項中「期間」を「期間の日数」

に、「百円につき一日二錢」を「年七・三パーセント」に改める。

第十条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項及び第二項中「百円につき一日三銭」を「につき年十・九五パーセント」に改める。

（農業改良資金助成法の一部改正）

第十一条 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項及び第二項中「百円につき一日三銭四厘」を「につき年十二・二十五パーセント」に改める。

（農業改良資金助成法の一部改正）

第十二条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「百円につき一日三銭四厘」を「につき年十二・三三パーセント」に改める。

（税特別措置法の一部改正）

第十三条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条 税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

に改める。

（所得税法の一部改正）

第十五条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条 次に掲げる法律の規定中「百円につき一日四銭」を「につき年十四・六パーセント」に改める。

二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百八十九条の二第四項

三 石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第二十二条

一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二条第一項

二 临时石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第七十二条

三 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第三十六条第一項

四 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十条第三項

五 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五号）第八十七条第一項

六 石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第二百九十五号）第四十条

七 森林開発公團法（昭和三十一年法律第八十五号）第二十六条第六項

八 水資源開発公團法（昭和三十六年法律第二百十八号）第三十二条第五項

九 金属鉱物探鉱促進事業團法（昭和三十八年法律第七十八号）第二十条の九第五項

十 河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第七十四条第五項

十一 八郎潟新農村建設事業團法（昭和四十年法律第八十七号）第二十四条第五項

十二 石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十年法律第四十九号）第八条

十三 特定織維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第四十六条第五項

十四 水資源開発公團法（昭和三十年法律第二百四十三年法律第七十三号）附則第十条

十五 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十八条

十六 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十二年法律第二百五十五号）第九条

十七 土地改良法等の一部改正

一 農業災害補償法（昭和二十一年法律第二百八十五号）第八十七条の二第七項

二 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十二年法律第二百五十五号）第九条

三 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十条の二第五項

四 道路法等の一部改正

五 海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第三十五条第二項

六 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第二百九十五号）第九十条第二項

七 未納の税額に年十四・六パーセント」に、「百円につき一日二銭」を「に年七・三パーセント」に改める。

八 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十条第二項

九 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十条第二項

十 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十条第二項

十一 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十条第二項

十二 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十条第二項

十三 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十条第二項

十四 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十条第二項

十五 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十条第二項

十六 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十条第二項

十七 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十条第二項

十八 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十条第二項

十九 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十条第二項

十五号) 第三十六条第二項

四 自然公園法(昭和二十二年法律第百六十一
号) 第三十七条第二項

五 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三
十号) 第三十八条第二項

六 特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四
年法律第六十七号) 第五条第二項

七 都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第
七十五条第四項

八 都市再開発法附則第四条第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされる旧公共
施設の整備に関連する市街地の改造に関する
法律(昭和三十六年法律第百九号) 第四十七
条第五項

九 都市再開発法附則第四条第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされる旧公共
施設の整備に関連する市街地の改造に関する
法律(昭和三十六年法律第百九号) 第四十七
条第五項

十 都市再開発法附則第四条第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされる旧公共
施設の整備に関連する市街地の改造に関する
法律(昭和三十六年法律第百九号) 第四十七
条第五項

十一 都市再開発法附則第四条第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされる旧公共
施設の整備に関連する市街地の改造に関する
法律(昭和三十六年法律第百九号) 第四十七
条第五項

十二 都市再開発法附則第四条第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされる旧公共
施設の整備に関連する市街地の改造に関する
法律(昭和三十六年法律第百九号) 第四十七
条第五項

に類するものの額の計算につきこれらの法律の
規定その他法令の規定に定める年当たりの割合
は、閏年の日を含む期間についても、三百六十
五日当たりの割合とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 土地収用法第九十条の三第二項及び第九
十一条の四(これらの規定を同法第百三十八条第
一項において準用する場合を含む)に規定する違
約金又は過怠金でこれらの規定に規定する違
滞した期間又は怠った期間の初日がこの法律の
施行の日(以下「施行日」という。前にあるもの
の額の計算については、なお従前の例による。
(農地法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条、第八条、第二十二条及び第二十
二条の規定による改正後の次に掲げる法律の規
定は、施行日以後に発せられる督促状によりそ
の額の計算については、なお従前の例による。

ただし、施行日において現に改正後の第二号に
掲げる規定に規定する割合をこえる割合が定款
により定められている場合には、施行日から一
年間は、そのこえる割合により当該計算を行な
うことを妨げない。

第四条 第六条、第二十条及び第二十一条の規定
によると、施行日において現に改正後の第二号に
掲げる規定に規定する割合をこえる割合が定款
により定められている場合には、施行日から一
年間は、そのこえる割合により当該計算を行な
うことを妨げない。

第五条 次に掲げる法律の規定に規定する違約金
の額の計算については、なお従前の例による。

第六条 第六条の規定により納付すべき金額でその計算の基礎
となる月の末日が施行日前に到来したものとの計
算については、なお従前の例による。

(公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正に伴う
経過措置)

第七条 次に掲げる法律の規定に規定する延滞利
息の全部又は一部で施行日前の期間に対応する
ものの額の計算については、なお従前の例によ
る。

第八条 第八条の規定により納付すべき金額でその計算の基礎
となる月の末日が施行日前に到来したものとの計
算については、なお従前の例による。

(公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正に伴う
経過措置)

第九条 第九条の規定により納付すべき金額でその計算の基礎
となる月の末日が施行日前に到来したものとの計
算については、なお従前の例による。

(公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正に伴う
経過措置)

第十条 第十条の規定により納付すべき金額でその計算の基礎
となる月の末日が施行日前に到来したものとの計
算については、なお従前の例による。

(公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正に伴う
経過措置)

第十一条 第十一条の規定により納付すべき金額でその計算の基礎
となる月の末日が施行日前に到来したものとの計
算については、なお従前の例による。

(公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正に伴う
経過措置)

第十二条 第十二条の規定により納付すべき金額でその計算の基礎
となる月の末日が施行日前に到来したものとの計
算については、なお従前の例による。

(公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正に伴う
経過措置)

第十三条 第十三条の規定により納付すべき金額でその計算の基礎
となる月の末日が施行日前に到来したものとの計
算については、なお従前の例による。

(公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正に伴う
経過措置)

第十四条 第十四条の規定により納付すべき金額でその計算の基礎
となる月の末日が施行日前に到来したものとの計
算については、なお従前の例による。

(公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正に伴う
経過措置)

第十五条 第十五条の規定により納付すべき金額でその計算の基礎
となる月の末日が施行日前に到来したものとの計
算については、なお従前の例による。

(公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正に伴う
経過措置)

第十六条 第十六条の規定により納付すべき金額でその計算の基礎
となる月の末日が施行日前に到来したものとの計
算については、なお従前の例による。

(公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正に伴う
経過措置)

五 道路法第七十三条第二項

六 都市計画法第七十五条第四項

七 都市再開発法附則第四条第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされる旧公共
施設の整備に関連する市街地の改造に関する
法律(昭和三十六年法律第百九号) 第四十
七条第五項

(外航船舶建造融資利子補給臨時措置法等の一
部改正に伴う経過措置)

八 水資源開発公団法第三十二条第六項

九 金属鉱物探鉱促進事業団法第二十条の九第
五項

十 河川法第七十四条第五項

十一 石炭鉱業再建整備臨時措置法第八条

十二 特定織維工業構造改善臨時措置法第四十
六条第五項

十三 水資源開発公団法の一部を改正する法律

附則第十条第一項の規定によりなおその効力
を有するものとされる旧愛知用水公團法第二
十一条第七項

六 都市計画法第七十五条第四項

七 都市再開発法附則第四条第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされる旧公共
施設の整備に関連する市街地の改造に関する
法律(昭和三十六年法律第百九号) 第四十
七条第五項

(農業改良資金助成法等の一部改正に伴う経過
措置)

八 水資源開発公団法第三十二条第六項

九 金属鉱物探鉱促進事業団法第二十条の九第
五項

十 河川法第七十四条第五項

十一 石炭鉱業再建整備臨時措置法第八条

十二 特定織維工業構造改善臨時措置法第四十
六条第五項

十三 水資源開発公団法の一部を改正する法律

第五号) 第三十六条第二項の規定による改正後の法律の
規定(他の法令の規定において準用する場合を
含む)に定める延滞税、利子税、還付加算金、
延滞金、加算金、過怠金、違約金、割増金、納
付金及び延滞利息その他政令で指定するこれら

昭和四十五年二月五日印刷

昭和四十五年三月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局